

70歳以上の高額療養費自己負担限度額が変わります

平成29年8月から、70歳以上の方の高額療養費の自己負担限度額（月額）が変更になります。

●70歳以上の方の自己負担限度額（月額）

《平成29年7月まで》

適用区分		外来 (個人ごと)	外来+入院（世帯ごと）
現役並み	課税所得 145万円 以上の方	44,400円	医療費が267,000円を超えた場合 80,100円 +(医療費の総額-267,000円)×1% <多数回44,400円 ※2>
一般	課税所得 145万円 未満の方 ※1	12,000円	44,400円
住民税非課税	Ⅱ 住民税 非課税世帯		24,600円
	Ⅰ 住民税非課税 世帯(年金収入 80万円以下など)	8,000円	15,000円

《平成29年8月から》

適用区分		外来 (個人ごと)	外来+入院（世帯ごと）
現役並み	課税所得 145万円 以上の方	57,600円	医療費が267,000円を超えた場合 80,100円 +(医療費の総額-267,000円)×1% <多数回44,400円 ※2>
一般	課税所得 145万円 未満の方 ※1	14,000円 (年間上限 144,000円)	57,600円 <多数回44,400円 ※2>
住民税非課税	Ⅱ 住民税 非課税世帯		24,600円
	Ⅰ 住民税非課税 世帯(年金収入 80万円以下など)	8,000円	15,000円

※住民税非課税世帯については、自己負担限度額の変更はありません。

※1 世帯収入の合計額が520万円未満（1人世帯の場合は383万円未満）の場合や、「旧ただし書所得」の合計額が210万円以下の場合も含まれます。

※2 過去12カ月以内に3回以上、上限額に達した場合は、4回目から「多数回」該当となり、上限額が下がります。

◆国民健康保険、後期高齢者医療制度以外の方は、加入している保険者にお問い合わせください。

お問い合わせは、国保年金課（2階） ☎(20)1503、FAX(20)1600へ。

介護保険の高額介護サービス費制度の利用者負担上限額が変わります

平成29年8月から、介護サービスを利用している所得区分「一般」の方の利用者負担上限額（月額）が変更になります。世代間・世代内の公平を図るための制度改正です。

●利用者負担上限額（月額）

《平成29年7月まで》

利用者負担の所得区分		利用者負担上限額
○現役並み所得者		世帯 44,400円
○一般	年金収入280万円以上（個人） 2割負担	世帯 37,200円
	年金収入280万円未満（個人） 1割負担	
○住民税非課税世帯		世帯 24,600円
○合計所得金額および課税年金 収入額の合計が80万円以下の人 ○老齢福祉年金の受給者		個人 15,000円
○生活保護の受給者		個人 15,000円

《平成29年8月から》

利用者負担上限額	
世帯 44,400円	
世帯 44,400円 ※緩和措置あり	
世帯 24,600円	
個人 15,000円	
個人 15,000円	

※ 緩和措置 所得区分が一般で1割負担の被保険者のみの世帯には、平成29年8月から3年間に限り緩和措置があります。「年間の利用者負担上限額(446,400円)」が設定され、現在の年間最大負担額(37,200円×12カ月＝446,400円)を維持することになります。

お問い合わせは、高齢者支援課（2階） ☎(20)1572、FAX(20)1610へ。